

平成31年3月25日開催

平成30年度 第3回  
函館市国民健康保険運営協議会

会 議 資 料

< 諮問事項 >

- ア 諮問事項の内容について . . . 1 ページ  
イ 国民健康保険料の基礎賦課限度額の改定内容について . . 2 ページ

< 報告事項 >

- ア 平成31年度函館市国民健康保険事業特別会計予算の概要に  
ついて . . . 3 ページ  
イ 平成31年度国民健康保険事業の取り組みについて . . . 7 ページ  
ウ 第2期データヘルス計画の進捗状況について . . . 別途配付

市 民 部

## < 諮問事項 >

### ア 諮問事項の内容について

中間所得層の保険料負担の緩和を図るため、基礎賦課限度額を「58万円」から「61万円」に改定する。

## イ 国民健康保険料の基礎賦課限度額の改定内容について

### (ア) 賦課限度額

国民健康保険料は、所得に応じて算定しているが、所得が高額になることによって、極端に高い保険料とならないよう、国は、これまで国民健康保険法施行令で保険料の上限額である賦課限度額を定めており、その範囲内において、それぞれ市町村が条例で規定することとなっている。

### (イ) 賦課限度額の改定

国は、高齢化の進展などにより医療給付費等が増加し、保険料率が上昇する一方で、保険料の上限額を引き上げなければ、高所得者層の負担と比較して中間所得者層の負担がより重くなることなどから、賦課限度額を引き上げてきた（「(オ) 賦課限度額の推移」のとおり）。

### (ウ) 国の方針

国は、医療保険料に関する国民の公平性を確保する観点から、保険料の上限額に該当する被保険者割合（国民健康保険においては世帯割合）が、被用者保険では、0.5～1.5%の間とするように法律で定められているルールのうち、1.5%の水準を国保に採用することとし、現状国保が1.86%（推計値）であることから、賦課限度額の超過世帯割合が当面は1.5%に近づくよう、段階的に賦課限度額を引き上げていく方針を示している。

### (エ) 本市の対応

本市においても、医療費の増嵩に伴う保険料負担の増加が避けられない中、特に負担感の重い中間所得者層の保険料を軽減し、負担の公平を図る観点から、平成31年度の賦課限度額については、国が政令に定める基準により、3万円を引き上げた。

### (オ) 賦課限度額の推移

年 度	医療給付費分		後期高齢者支援金等分		介護納付金分		合 計	
	国	本市	国	本市	国	本市	国	本市
平成26年度	51万円	51万円	16万円	16万円	14万円	14万円	81万円	81万円
平成27年度	52万円	52万円	17万円	17万円	16万円	16万円	85万円	85万円
平成28年度	54万円	54万円	19万円	19万円	16万円	16万円	89万円	89万円
平成29年度	54万円	54万円	19万円	19万円	16万円	16万円	89万円	89万円
平成30年度	58万円	58万円	19万円	19万円	16万円	16万円	93万円	93万円
平成31年度(案)	61万円	61万円	19万円	19万円	16万円	16万円	96万円	96万円

## 低所得者に対する保険料軽減判定所得基準の見直し

【目的】 近年の景気回復傾向による所得上昇により、保険料の軽減措置(7割・5割・2割)の該当となっている低所得者のうち、5割と2割の方が軽減から外れないようにするため。

【内容】 軽減措置のうち5割・2割の軽減判定所得基準を、次のとおり改定する。

### ○軽減判定所得基準

5割軽減	現 行	33万円+27.5万円×被保険者数 以下
	改定(予定)	33万円+ <b>28万円</b> ×被保険者数 以下
2割軽減	現 行	33万円+50万円×被保険者数 以下
	改定(予定)	33万円+ <b>51万円</b> ×被保険者数 以下

### ○世帯人員別軽減判定所得金額

軽減区分	5割			2割		
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	1人世帯	2人世帯	3人世帯
現 行	60.5万円	88万円	115.5万円	83万円	133万円	183万円
改定(予定)	<b>61万円</b>	<b>89万円</b>	<b>117万円</b>	<b>84万円</b>	<b>135万円</b>	<b>186万円</b>

< 報告事項 >

ア 平成31年度（2019年度）函館市国民健康保険事業特別会計  
予算の概要について

【歳入】

(単位：千円)

科 目	平成31年度 予 算 額	平成30年度 予 算 額	比 較	備 考
国民健康 保 険 料	4,450,808	4,594,105	△ 143,297	一般被保険者 4,447,803 医療給付費分現年賦課分 3,047,089 後期高齢者支援金等分現年賦課分 948,793 介護納付金分現年賦課分 301,267 滞納繰越分 150,654 退職被保険者 3,005 医療給付費分現年賦課分 1,189 後期高齢者支援金等分現年賦課分 191 介護納付金分現年賦課分 762 滞納繰越分 863 【増減理由】被保険者数の減に伴う保険料の減 1,273人減 (56,637人→55,364人)
使用料及び 手 数 料	1	1	0	督促手数料 1
国庫支出金	200	0	200	災害臨時特例補助金（東日本大震災関係） 200 【増減理由】事業期間延長のため ※平成30年度は事業期間延長未確定により予算措置なし
道 支 出 金	21,024,513	22,130,911	△ 1,106,398	保険給付費等交付金（普通交付分） 20,631,464 （特別交付分） 391,143 健康増進事業費補助金 1,906 【増減理由】保険給付費の減に伴う保険給付費等交 付金（普通交付分）の減 【増減理由】共同事業拠出金の減に伴う交付金の減
繰 入 金	2,899,000	2,815,000	84,000	保険基盤安定分 1,877,036 法定軽減分 1,253,743 保険者支援制度分 623,293 職員給与費等分 473,081 出産育児一時金分 52,360 財政安定化支援事業分 446,113 その他 50,410 【増減理由】低所得者数の増に伴う繰入額の増
繰 越 金	1	1	0	前年度繰越金
諸 収 入	16,315	25,426	△ 9,111	延滞金・第三者納付金・返納金等
合 計	28,390,838	29,565,444	△ 1,174,606	

## 【歳出】

(単位：千円)

科 目	平成31年度 予 算 額	平成30年度 予 算 額	比 較	備 考
総 務 費	194,238	179,508	14,730	総務管理費（給付事務所要経費・国保 連合会負担金等） 68,334 徴収費（賦課事務・収納事務所要経費） 44,785 特別対策事業費（収納率向上対策・ 医療費適正化対策所要経費等） 81,119 【増減理由】被保険者証の一斉更新に係る経費の増等
保険給付費	20,631,464	21,695,323	△ 1,063,859	療養給付費・療養費・高額療養費・ 高額介護合算療養費・移送費 20,488,687 一般被保険者分 20,467,186 退職被保険者分 21,501 出産育児一時金 78,580 葬祭費・審査支払委託費 64,197 【増減理由】被保険者数の減に伴う保険給付費の減
国民健康 保険事業費 納 付 金	6,981,076	7,102,377	△ 121,301	【増減理由】被保険者数の減に伴う事業費納付金の減
共 同 事 業 拠 出 金	9	9	0	退職者医療事務費拠出金 9
保健事業費	180,804	176,753	4,051	特定健康診査等事業費 160,808 特定健康診査経費 156,329 特定保健指導経費 4,479 保健衛生普及費 19,996 脳ドック経費 11,062 国保ヘルスアップ事業経費 8,934 【増減理由】健診対象者数の増に伴う事業費の増
諸 支 出 金	16,487	20,421	△ 3,934	保険料過誤納金払戻金，還付加算金
職 員 費	376,760	389,234	△ 12,474	
予 備 費	10,000	1,819	8,181	
合 計	28,390,838	29,565,444	△ 1,174,606	

## 平成31年度 1人当たり保険料について(予算ベース)

### ○ 賦課総額の算定方法

$$\left[ \begin{array}{l} \text{納付金} \\ \text{(医療給付費分)} \\ \text{(後期高齢者支援金等分)} \\ \text{(介護納付金分)} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{保険給付費} \\ \text{等交付金} \\ \text{(特別交付} \\ \text{分)} \end{array} \right] \div \text{予定収納率} = \text{賦課総額}$$

### 1 医療給付費分(一般分)

賦課総額 ア	軽減額 イ	調定額 ウ=ア-イ	被保険者数 エ	1人当たり保険料 オ=ウ/エ
4,453,712千円	1,073,691千円	3,380,021千円	55,319人	61,101円

### 2 後期高齢者支援金等分(一般分)

賦課総額 カ	軽減額 キ	調定額 ク=カ-キ	被保険者数 ケ	1人当たり保険料 コ=ク/ケ
1,355,648千円	303,187千円	1,052,461千円	55,319人	19,025円

### 3 介護納付金分

賦課総額 サ	軽減額 シ	調定額 ス=サ-シ	被保険者数 セ	1人当たり保険料 ソ=ス/セ
436,555千円	93,652千円	342,903千円	17,848人	19,212円

### ○ 1人当たり保険料の比較

区分	H31 予算	H30 予算	伸率
医療給付費分	61,101円	59,877円	2.04%
後期高齢者支援金等分	19,025円	19,861円	△ 4.21%
小計	80,126円	79,738円	0.49%
介護納付金分	19,212円	21,653円	△ 11.27%
合計	99,338円	101,391円	△ 2.02%

## イ 平成31年度 国民健康保険事業の取り組みについて

### (ア) 収納率向上対策事業

予算額 26,981千円  
(前年度予算 20,964千円)

- a 徴収対策の強化【継続】
  - (a) 現年度分保険料の徴収体制の強化
    - ・ 納期内納付を原則とした納付指導の徹底
    - ・ 早期の財産調査および差押の実施
  - (b) 滞納繰越分保険料の徴収体制の強化
    - ・ 徹底した財産調査および差押の徹底
    - ・ 短期証交付者への納付指導
  - (c) 口座振替利用促進の徹底
    - ・ 新規加入者等への口座振替の勧奨
    - ・ ペイジー口座振替受付サービスの実施
    - ・ 口座振替キャンペーンの実施

### (イ) 医療費適正化対策事業

予算額 32,653千円  
(前年度予算 28,932千円)

- a 診療報酬明細書点検等の推進【継続】
  - (a) 第三者行為求償事務の実施
  - (b) 診療報酬明細書点検の実施
  - (c) 柔道整復施術療養費に係る患者調査等の実施

### (ウ) 保健事業

予算額 180,804千円  
(前年度予算 176,753千円)

- a 特定健康診査等の推進【継続】
  - (a) 受診勧奨の実施
    - ・ 個別勧奨の実施
    - ・ 広報媒体等の活用
  - (b) 受診環境の整備
- b 脳ドック事業の推進【継続】
- c 第2期データヘルス計画個別事業の実施
  - (a) 個別事業の展開
    - ・ 特定健康診査未受診者対策事業
    - ・ 健診要医療判定者受診勧奨事業
    - ・ 要医療判定者重症化予防事業
    - ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業
    - ・ ジェネリック医薬品普及促進事業